

## 災害事故における救急業務の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉大学医学部附属病院（以下「乙」という。）とは、千葉市において災害により生じた事故（以下「災害事故」という。）における救急業務への協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害事故において、乙の医師、看護師等で構成された傷病者に対し早期に医療行為を開始するチーム（以下「救急医療チーム」という。）を速やかに傷病者のもとへ派遣するとともに、甲が行う救急業務と協力して傷病者を早期に医療機関へ搬送することにより、傷病者の生命を維持するとともに症状の悪化を防ぐことを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害事故の現場（以下「事故現場」という。）に医療が必要と判断した場合は、救急医療チームを要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

### （活動）

第3条 この協定における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、救急医療チームを要請する場合は、乙に必要な情報を連絡し協力の可否について回答を受ける。
- (2) 乙は、前号において可能と回答した場合は、救急医療チームを事故現場へ急行させる。
- (3) 甲及び乙は、互いに協力し傷病者に必要な応急処置及び医療を行う。
- (4) 甲が傷病者を医療機関へ搬送する場合において、継続して医療を行う必要があると乙が判断したときは、甲は救急医療チームを救急自動車に同乗させることができる。

### （経費負担）

第4条 甲は、この協定に係る乙の経費を負担しないものとする。

### （事故等の補償）

第5条 この協定における救急医療チームの活動時に生じた事故等の補償は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙の医療行為に起因する事故の補償、乙の車両を使用した場合において交通事故が発生した場合における対人賠償、対物賠償及びその車両の修理に要する費用の補償並びに車両が故障した場合における費用の補償は行わない。
- (2) 甲は、前号に掲げるもの以外の事故について補償するために必要な保険を甲の負担で加入するものとする。

### （訓練）

第6条 甲は、救急医療チームが安全かつ円滑に活動するための必要な訓練に協力するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 この協定の期間が終了する日の30日前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、この協定の期間は1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(雑則)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙との協議により別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

(甲) 千葉県千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

(乙) 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1  
千葉大学医学部附属病院  
病院長 山本修一